

# インターンシップ実施に関する大学との覚書

国立大学法人秋田大学（以下、「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、令和2年度に実施するインターンシップの取り扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

## 1. インターンシップの目的

本インターンシップは、参加学生のキャリア形成教育の一環として、採用選考活動とは一切関わりのない実習を通し、就業意識の形成および社会人基礎力の涵養を図ることを目的とする。

## 2. インターンシップの概要

別添「インターンシップの概要」のとおりとする。

## 3. 事故災害時の対応

甲は実習を行う学生を学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」という。）またはこれと同等の保険に加入させ、実習中およびその往復途中に生じた事故により身体に傷害を被った場合に対応する。また、学研災付帯賠償責任保険（インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）またはこれと同等の保険に加入させて、実習中およびその往復途中に他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したりすることによって乙が被る法律上の損害を保障の範囲で補償する。なお、乙が被る法律上の損害額が保障の範囲を超えた場合は、超えた部分について、7項により甲乙協議の上決定する。

## 4. 安全衛生等の取扱

乙は実習を行う学生の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをする。

## 5. 誓約書の提出

インターンシップに参加する学生は、実習に先立ち乙に対し「誓約書」を提出する。

## 6. 実習の中止

誓約書に違反する行為が生じた場合、乙は甲と協議の上、実習を中止することができる。

## 7. その他の対応

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

## 8. 覚書の効力

この覚書は、下記署名日付より実習終了日まで効力を持つものとする。

本覚書の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 国立大学法人秋田大学長 山本文雄 印

乙 印